名張市随意契約に関する指針

平成18年11月1日 制定 平成20年 3月1日 改正 平成23年 2月1日 改正 平成24年 4月1日 改正 平成27年 5月1日 改正 平成28年 4月1日 改正 令和6年 3月1日 全部改正 令和6年 4月1日 改正

I 目 的

本指針は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の2第1項各号を適用して行う随意契約の取扱いを明確にし、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的、かつ、総合的に判断し決定するために必要な事項を定めることを目的とする。

Ⅱ 遵守事項

随意契約は本来競争契約を原則とする契約方式においては例外中の例外であることを十分認識の上、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 令第167条の2第1項各号の規定の運用に当たっては、拡大解釈することなく、 適用に疑義のある場合は競争入札とすること。
- (2) 令第167条の2第1項各号の規定は、随意契約ができる場合の要件を定めたものであるが、この場合であっても競争入札が可能と認められる場合は競争入札とすること。
- (3) 随意契約とする具体的な理由及び該当する令の条項を明確にすること。
- (4) 次号に定める場合を除き、各部署において随意契約審査員(決裁ラインにない室長級の職員)をあらかじめ定め、随意契約審査表に基づき、随意契約とする案件(次のア又はイに掲げるものを除く。)について、担当職員(設計者、検算者及び確認者を含む。以下同じ。)に説明を求めて、審査を行うこと。(決裁ラインが複数ない部署においては、部署間で協議し随意契約審査員を定める。)この場合において、随意契約審査員は、必要に応じて、専門的な知識経験を有する職員(土木技術職員、建築技術職員その他の専門的な知識経験を有する職員をいい、他の部署の職員を含む。以下同じ。)の助言を求めることができる。
 - ア 維持修繕に係る案件で、緊急を要し、予定価格(税込)が30万円以下である もの。
 - イ 予定価格(税込)が10万円以下のもの。
- (5) 予定価格が、工事にあっては50万円、その他の案件にあっては随意契約の限度額 (令第167条の2第1項第1号に基づき名張市契約規則(平成11年規則第20号) 第27条に規定する金額をいう。第7号において同じ。) を超える随意契約を締結し

ようとする場合には、随意契約審査表に基づき、各部署において、4号審査員(前号の随意契約審査員をいう。以下同じ。)及び2人の5号審査員(次のアからウまでに掲げる職員(決裁ラインにある職員又は担当職員を除く。)のうちから、当該4号審査員が選定する者をいう。以下同じ。)が、随意契約審査会を開催し、担当職員との対面(時間的余裕がない場合にあっては、書類の回付)による審査を行うこと。(決裁ラインが複数ない部署である場合又はウの規定により他の部署の職員を5号審査員とする必要がある場合においては、部署間で協議し5号審査員を定める。)

ア 室長級の職員

- イ 係長の職にある職員(室長級の職員を選定することができない場合に限る。)
- ウ 専門的な知識経験を有する職員(室長級の職員又は係長の職にある職員に限る。) (契約の内容により、専門的な知識経験を有する職員による審査が必要な場合に 限る。)
- (6) 見積書は3者以上のできるだけ多数の者から徴すること。ただし、契約内容の特殊性により徴することができない場合は、各号の取扱いによる。
- (7) 随意契約の限度額を超えて随意契約をする場合は、執行伺において契約検査室長に 合議すること。
- (8) 各部署において、随意契約(予定価格(税込)が10万円を超えるものに限る。)の 案件ごとに、件名、発注担当室、設計金額(税込)、予定価格(税込)、契約金額(税 込)、受注者、契約日、見積徴取業者、随意契約とした理由等を記録した台帳を作成し、 随時更新すること。
- (9) 前号の規定により作成し、及び更新した台帳は、職員に公開するものとし、見積徴 取業者を選定する場合又は第4号若しくは第5号の規定による審査を行う場合におい て、これを活用すること。

Ⅲ 対象

本指針の対象は次のとおりとする。

- (1) 建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。)
- (2) 測量・建設コンサルタント等業務(測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・ 監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務をいう。)
- (3) 物品・委託役務関係業務(物品の購入契約、車両等の修理契約、委託契約、請負契約(建設工事を除く。)及び賃貸借契約をいう。)

IV 随意契約の適用基準

1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額又は総額)が令別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。 (令第167条の2第1項第1号)

本号に基づき随意契約ができる契約は、次のとおりである。

(名張市契約規則第27条)

	契約の種類	額 (税込設計金額)	具体例(参考)
1	工事又は製造の請負	130万円以下	・建設工事
2	財産の買入れ	80万円以下	・備品、物品の購入
3	物件の借入れ	40万円以下	・リース契約
4	財産の売払い	30万円以下	
5	物件の貸付け	30万円以下	
6	前各号に掲げるもの以外のもの	50万円以下	・施設、設備、機器の保守管理業務委託・測量、設計業務委託・その他役務を伴う業務委託

- 注1)本号に該当させるため、作為的に分割(設計変更を想定した減額等を含む。)して 発注する行為は、厳に禁止する。
- 注2) 本号に該当し、かつ、他の号にも該当するときは、本号を優先して適用すること とするが、契約の相手方が特定される場合は他の号も併せて適用し、理由書等に明 記すること。
- 注3) 本号に該当していても、発注予定に基づく執行で、入札可能な場合は競争入札と すること。
- ◎ 見積書の取扱い

予定価格が10万円(税込)を超える契約をするときは、原則3者以上から見積 書を徴さなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(令第167条の2第1項第2号)

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、その契約の性質、目的等から特定の者と契約しなければ、契約の目的を達成できない場合や契約の目的を達成するための履行条件を満たす者が特定(1者)されるなど、競争入札を実施することが不可能又は著しく困難な場合及び価格競争がなじまない企画競争(プロポーザル方式等)による場合であって、おおむね次の場合が該当する。

- (1) 秘密保持の必要がある場合
- (2) 契約の目的に代替性がない場合
- (3) 契約内容の特殊性により、契約の相手が特定される場合

なお、次の一般的事例は、可能性のある事案を記載したものであり、該当するものは

直ちに適用するものとする趣旨ではないものであり、個々の事案に即して、技術の特殊 性などを踏まえ客観的に判断すること。

一般的事例

【共通】

- ア 特殊工法等の新開発工法や、新開発製品を用いる必要がある工事・業務
- イ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、履行可能な者が特 定される工事・業務
- ウ 法令等の規定により履行できる者が特定される工事・業務

【建設工事】

- ア 当該業者が唯一保有する独自技術又は当該業者のみが有し、その他の業者では知り 得ない技術、設計・製作基準、設計・製作図等に基づかなければ、その契約内容を履 行することが困難であるような設備、機器等の増設、改良(改修)、補修(修繕)等 の工事
- イ 既設部分と密接不可分の関係(既設部分と当該工事で施工する部分が一体となって機能を発揮する関係)にあり、既設部分の同一施工者以外の者に施工させた場合、既設部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある設備・機器等の増設、改良(改修)、補修(修繕)等の工事
- ウ 文化財等の調査、発掘、補修等で、特殊な技術、手法を用いる必要がある工事
- エ ガス事業法等の規定に基づき施工者が特定される工事
- オ ごみ処理場や下水処理場のプラントなど特定の設備について、製造者でなければ困 難な補修、改良等の工事
- カ 本施工に先立ち行われる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行った者に施工 させなければならない本工事

【測量・建設コンサルタント等業務】【物品・委託役務関係業務】

ア 測量、設計、設備、機器等の補修(修繕)、修理若しくは保守管理又は各種調査、分析等において、特殊の技術、手法又は機械器具を用いる必要があるため、当該業務の 履行が可能な業者が特定される業務

なお、「特殊の技術、手法又は機械器具を用いる必要がある業務」とは、当該業者が 特許権を有するなど、唯一保有する独自技術又は当該業者のみが有し、その他の業者 では知り得ない技術、設計・製作基準、設計・製作図等に基づかなければ、その契約 内容を履行することが困難であるような業務のことをいう。

- イ 既に契約した業務と密接不可分の関係(既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係)にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務
- ウ プロポーザル方式等により選考された者と契約する必要があると認められる業務
- エ 市の施策を推進するための専門知識、ノウハウ又は豊富な業務実績等が不可欠なる 業務
- オ リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務上の必要があるため、

相当と認められる期間に限って行う賃貸借契約の継続

- カ 会議や講演会に使用するための会議室を借りる場合で、日時、場所、目的等の条件 に合致するものが特定される場合(*)
- キ 電算システムについて、当該システムの特許権、著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできない改造、改良、保守、点検等を実施する必要があると 認められる場合
- ク 既存の電算システムと密接不可分の関係にあり、同一システム開発者以外の者にプログラムの増設・追加等を履行させると、既存の電算システムの運用に著しく支障が生じるおそれのあると認められる場合
- ケ 施設の維持管理において、他の施設(市以外の者が所有管理する施設を含む。)と一体的に維持管理しなければ業務上支障が生ずるため、他の施設の維持管理をしている者に委託する必要があると認められる場合
- コ 切手、印紙等の額面金額が定められているものなど、競争性がないと認められるも のの買入れ
- サ 採用試験問題の印刷など、契約行為自体を秘密にする必要がある場合
- シ 訴訟、調停、登記、鑑定等の事務を委託する場合
- ス 酸素欠乏危険作業等をその作業に精通した者に行わせる場合
- セ 新聞、雑誌等への広告の掲載又はラジオ、テレビ等の放送を委託する場合
- ソ エレベーターやシステムサーバーなどの特定の機器について、当該機器の製造者で なければ安全性を担保することが困難な保守・点検等
- タ 契約の履行に直接関係する第3者との協定書や覚書等に基づく業務で、契約の目的 を達成し、適切な履行が確保できる事業者が特定される場合
- チー特定の者だけしか持っていない物品を購入するとき。
 - * 会議室を借りる場合は、日時、場所、目的等の条件だけでなく、経済性について、 検討を行うこと。
- ◎ 見積書の取扱い
 - 原則3者以上から見積書を徴するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。
- 注意事項

特命随意契約(1者随意契約)の場合に多く適用されているが、後述の6号との 判断を誤ることのないよう確認すること。

3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第27項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業(同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和

45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の 場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をい う。以下この号において同じ。) 若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定める ところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援 法(平成25年法律第105号)第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練 事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設で その施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者(以下こ の号において「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物 品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定め るところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号にお いて「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設 等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施 設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年 齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第37条第1項に規 定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材セン ター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共 団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の 提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第 6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で 定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において 「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主とし て同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に 規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方 公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を 行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資する ことにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたも のに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるもの に係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受け る契約をするとき。

(令第167条の2第1項第3号)

上記施設等から物品等を調達し、又は役務の提供を受ける契約をするときには、契約の原則である機会均等、透明性及び公正性を確保するため、名張市契約規則第28条の規定により、契約を締結する前にあっては契約の相手方の決定方法、契約の選定基準等を、契約を締結した後にあっては契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等を、インターネット等で公表するものとする。

4 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を

図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた 者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をす るとき。

(令第167条の2第1項第4号)

この規定により物品を買入れ、若しくは借入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするときは、前号の手続と同様に、名張市契約規則第28条の規定により必要な事項を、インターネット等で公表するものとする。

◎ 注意事項

- (1) 本号が適用できるのは、「新たな事業分野」における「新商品」や「新しい方法等による役務」であるのみならず、そのことについて、普通地方公共団体の長の認定を受けている者と契約する場合である。
- (2) 本号が適用できるのは、該当する者が開発する新商品の買入れ、借入れ又は新 役務の提供を受ける場合であり、工事請負契約は該当しない。
- 5 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

(令第167条の2第1項第5号)

「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」とは、次の2つの要件を 備えた場合が該当する。

- (1) 天災地変、感染症の流行その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争 入札に付する暇がないようなときであること。
- (2) 競争入札に付していては、契約の目的を達成できないこと。

以上の運用の解釈として、「客観的理由の急迫を要する場合」とは、天災地変、感染症の流行その他予見不可能な急迫の事態があって、市民の生命、健康、財産に著しい危険が生じるおそれがある場合(客観的事由であること。)をいい、応急の工事・業務に限っている。

なお、客観的理由の急迫を要する緊急随意契約の対象となる一般的な工事・業務の事例は、次のとおりである。

一般的事例

【建設工事】

- ア 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害に伴う応急工事
 - ① 海岸・河川において堤防が崩壊した場合の応急工事
 - ② 道路陥没等により交通に支障を来している場合の応急工事
 - ③ 地すべり等の災害に伴う応急工事
- イ 電気・機械設備の応急工事
 - ① 水道、下水道施設等の設備機器等の故障において直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障を来す場合に行う応急工事
 - ② 防災施設、排水施設等の設備機器等の故障において、防災機能を保持する上で、

常に稼動できる状態を保たなければならない機器等の故障時に行う応急工事

- ウ 供用施設の損壊(被害を受けたものを含む。)又は不具合に係る応急工事
 - ① 水道、下水道施設、河川施設等の管渠の破損等により、道路陥没や浸水被害が発生し、又は発生するおそれのある場合に行う管渠の応急工事
 - ② 施設等の破損又は不具合により、大気汚染や水質汚濁等、環境への被害をもたら すおそれのある場合に行う応急工事
 - ③ その他、建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合に行う応急工事
- エ 災害の未然防止のための応急工事
 - ① 堤防崩壊、落石等の危険な箇所が判明し、直ちに施工しないと被害が拡大するおそれのある場合の応急工事
 - ② 交通事故等による二次災害を防止するための応急工事

【測量・建設コンサルタント等業務】【物品・委託役務関係業務】

- ア 災害及び設備機器等の故障に伴う業務
 - ① 水道、下水道施設等の設備機器等の故障において直ちに機能を復旧しなければ施設の運転に支障を来す場合に行う応急業務
 - ② 防災施設、排水施設等の設備機器等の故障において、防災機能を保持する上で、常に稼動できる状態を保たなければならない機器等の故障時に行う応急業務
 - ③ エレベーター等の設備機器、遊具等の設備の緊急点検等、予見不可能な業務が発生した場合で、即時の対応が求められる業務
- イ 供用施設等の損壊(被害を受けたものを含む。)又は不具合に係る応急工事に関連 する業務
 - ① 施設等の破損又は不具合により、大気汚染や水質汚濁等、環境への被害をもたらすおそれのある場合に行う点検整備等の応急業務
 - ② 施設等の破損又は不具合により処理できなくなった下水汚泥、浚渫土等の廃棄物の緊急処分に係る応急業務(廃棄物処理、運搬等)
 - ③ その他、建物施設等の破損又は不具合により、緊急に復旧しなければ利用者の利便性、安全性を損なう場合に行う点検整備等の応急業務
- ウ 堤防崩壊、道路陥没、地すべり等の災害への対応やその未然防止のための応急工事 に関連する業務
- エ OAシステム・インターネットを通じた申請・申込システム等の市民サービスを 提供している場合(年間を通じてSEを常駐させる契約を行っていない場合)で、 緊急に復旧をしなければ、市民生活に多大な損害や利便性低下が生じる場合におけ る応急業務
- オ 公の秩序維持のための警備に関連する業務、災害発生時の住民避難に関する業務
- カ 天災地変その他災害等により緊急に調達の必要がある場合
- キ 感染症 (SARS (重症急性呼吸器症候群)・新型コロナウイルス感染症等)発生 時の蔓延防止のために薬品等の物品の購入、車両等の借上げ、施設の設置・借上げ、 施設運営の業務委託等の契約を緊急に行う必要がある場合

- ク 選挙など法令等の規定により業務を行う期間が短いため、緊急に必要とするものを 調達する場合
- ◎ 見積書の取扱い

緊急対応のため、原則1者以上から見積書を徴するものとする。ただし、やむを 得ない場合は名張市契約規則第31条の規定により、見積書を徴することを省略す ることができるものとする。

6 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(令第167条の2第1項第6号)

「競争入札に付することが不利と認められるとき」とは、おおむね次の場合が該当する。

- (1)競争入札によって得られる価格上の利益が入札に要する経費と比較して得失相償 わないと認められる場合。
- (2) 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合。
- (3) 買入れを必要とする物品が多量であり、購入先を分けて買い入れなければ価格を 騰貴させるおそれがある場合。
- (4) 早急に契約をしなければ契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって 契約をしなければならないこととなるおそれがある場合。

以上の運用の解釈として、契約の目的に照らした結果、施工・実施できる者が一定数に限定される場合には、競争入札による手続の煩雑、経費の増加及び契約相手方の決定に要する日時を考慮すると随意契約を適用する方が有利に契約締結できる場合、又は競争入札に付することが不利になる場合がある。このような場合は、令第167条の2第1項第6号を適用することとする。

競争入札に付するとどのように不利となるかについては、入札に付した場合の予定価格や、その際に最低制限価格等を設定する案件ではそれらの価格とも比較するなど価格の妥当性を含め十分に検討すること。

一般的事例

【共通】

競争入札に付したが入札不調となり、又は落札者が契約を締結せず、令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定に基づく随意契約もできなかった場合で、事業・業務の開始時期が急迫しており、競争入札に付していては契約の目的を達成することができない場合

【建設工事】

- ア 現に契約履行中の施工業者に引き続き施工させた場合、工期の短縮、経費の節減が 確保できる等有利と認められる次のような工事
 - ① 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - ② 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- イ 他の発注により施工中の工事と交錯する箇所の工事で、当該施工中の者に施工させ

た場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全、円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる次のような工事

- ① 鉄道工事等と立体交差する道路工事等のその交錯箇所での工事
- ② 他の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事
- ウ 施工中の受注者自体の事情により施工できなくなったことによる残工事で、早急に 着手しなければ市民生活に影響が出て、市も損害を被る可能性があると認められる工事 【測量・建設コンサルタント等業務】【物品・委託役務関係業務】
- ア 現に契約履行中の業者に引き続き実施させた場合、期間の短縮、経費の節減が確保 できる等有利と認められる次のような業務
 - ① 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった業務
 - ② 本体業務と密接に関連する付帯的な業務
 - ③ 入札において、落札者が決定しなかった場合において、契約の相手方が決定するまでの必要最小限の期間の業務
 - ④ 施設管理業務等、継続を要する業務(予算議決後の入札手続によっては、業務遂行に支障が生じる場合において、年度当初に次の入札を実施するまでの間の現契約業者との契約)
- イ 他の発注に係る実施中の業務の内容と重複し、又は関連する業務で、実施中の者に 実施させた場合には期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認め られる業務
- ウ 業務履行中の受注者自体の事情により履行できなくなったことによる残業務で、早 急に着手しなければ市民生活に影響が出て、市も損害を被る可能性があると認められ る業務(履行期間が長期間残存している場合は、速やかに新たに入札に付し、新たな 受注者が決定するまでの期間とする。)
- ◎ 見積書の取扱い

原則1者以上から見積書を徴するものとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。

◎ 注意事項

施行令第167条の2第1項第6号は、見積相手方が1者となる場合があり、同項第2号と接近していると見受けられるが、同項第2号はその者しか履行できない場合に適用されるのに対し、同項第6号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対であるとはいえない場合に適用される。

7 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (令第167条の2第1項第7号)

「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」とは、市の欲する物品を多量に所有し、又は市の意図する工事につき使用する材料を当該工事の現場付近に多量に所有するため 他の者に比べて著しく低価で契約を

締結することができる場合が該当する。

以上の運用の解釈として、「時価に比して著しく有利な価格」とは、予定価格から勘 案して、明らかに有利であるといえる価格をいう。

しかし、その判断基準は明確にできるものではないこと、また、競争入札に付した場合より安価になるかどうかも不確定であることから、令第167条の2第1項第7号を適用する場合は、市場調査を行う等、慎重に決定しなければならない。

また、工事に関しては「公共工事の品質確保」という観点からも、極めて慎重な判断が求められる。

一般的事例

【建設工事】

- ア 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合
- イ 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合

【測量・建設コンサルタント等業務】【物品・委託役務関係業務】

- ア ある物品を購入するに当たり、特定の業者がその物品を相当多量に保有し、しか も他の業者が保存している当該物品の価格に比べて著しく有利な価格をもって契約 することができる見込みがある場合
- イ 特定の施工者が開発したシステム等を利用することにより、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができると認められる場合
- ◎ 見積書の取扱い

原則1者以上から見積書を徴するものとする。ただし、やむを得ない場合は名張市契約規則第31条の規定により、見積書を徴することを省略することができるものとする。

8 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。 (令第167条の2第1項第8号)

「競争入札に付し入札者がないとき」とは、通常の場合誰も入札する意思がなかった場合等を前提としており、条件を変更し再度入札を行うものとする。

競争入札の結果落札者がなく、再度の入札をしても落札者がない場合には、随意契約によることができる。ただし、契約保証金及び履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

◎ 見積書の取扱い

再度の入札に付しても落札者がないときには、最低の入札価格を入れた者に見積 書の提出を求める。この場合において、最低の入札価格を入れた者の見積価格が予 定価格に達しないときは、次順位の札を入れた者に見積書の提出を求める。この場 合、履行期限は変更できるが、予定価格その他の条件を変更することはできない。 見積りの結果、競争入札参加者全員が予定価格に達しなかった場合には設計内容を 変更の上、再度、競争入札を行うものとする。

9 落札者が契約を締結しないとき。

(令第167条の2第1項第9号)

「契約を締結しないとき」とは、契約の完全な成立に必要な手続をしないことをいう。この場合は、落札金額の制限内で契約を行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、 当初競争入札に付するときに定めた条件(これには最低制限価格等も含まれる。)を変 更することができない。

「契約の完全な成立」とは、契約書に発注者及び受注者の記名押印が完了し、契約を確定させることをいう。議決を要する契約においては、仮契約は契約の完全な成立には含まれず、議会での議決をもって契約の完全な成立となる。

一般的事例

【共通】

- ア 競争入札において落札したにもかかわらず、当該落札者が契約の締結に応じない場合
- イ 競争入札において落札したにもかかわらず、落札決定後に入札参加停止措置となる 等、落札者の責により契約締結ができない状態に陥った場合
- ◎ 見積書の取扱い

落札となった札を入れた次順位の者に見積書の提出を求める。この場合においてこの見積書が落札金額に達しない場合は、次の次順位の札を入れた者に見積書の提出を求める。この場合、変更することができるのは履行期限のみであり、他の条件の変更は許されず、契約額も落札金額の制限内となる。入札参加者全員が落札金額に達しなかった場合には設計内容を変更の上、再度競争入札を行うものとする。

10 その他

- (1)上記に示した以外の事例については、契約担当部署と協議の上取り扱うものとする。
- (2) 令第167条の2第1項第6号又は第7号を適用するときは、設計金額の比較した根拠を随意契約理由書に添付すること。

V 随意契約理由の例示

(1) 令第167条の2第1項第2号を適用する場合

契約理由(例1)·····本工事は、○○の特許工法による特殊な技術を必要とし、 下記の者以外では施工ができないものであり、地方自治法施行令第 167条の2第1項第2号に該当するものであるので、随意契約に より実施したい。

契約理由(例2)・・・・・本工事は、既設の○○設備と密接不可分な関係にあり、既 設の設備を施工した者以外の者に施工させた場合、○○の使用に著 しい支障が生じるおそれがあり、地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号に該当するので下記の者と随意契約により実施したい。

(2) 令第167条の2第1項第3号を適用する場合

契約理由・・・・・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当する団体である(公社)名張市シルバー人材センターから役務の提供を受けるため、随意契約により実施したい。

(3) 令第167条の2第1項第4号を適用する場合

契約理由・・・・・地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に該当する〇〇が 生産する物品である〇〇を買い入れるため、随意契約により実施し たい。

(4) 令第167条の2第1項第5号を適用する場合

契約理由・・・・・本工事は、令和〇年〇月〇日豪雨出水により河川堤防が決壊し、緊急に仮締切を必要とし、競争入札に付す期間がないものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当するので、手持資材及び設備等を有し、緊急に工事の施工が可能な下記の者と随意契約により実施したい。

(5) 今第167条の2第1項第6号を適用する場合

契約理由・・・・・本工事は令和〇年〇月〇日請負額〇〇〇〇円をもって〇〇建設㈱と契約の〇〇工事に接続して施工するもので、設備資材等関連があり、他の業者と競争入札する場合よりも仮設費、営繕損料、現場管理費、一般管理費等において〇〇〇〇円安価に計上できる見込みであり、工事の性質上現在契約履行中の者に施工させた方が経費の節減が確保できるなど有利と認められ、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当するので下記の者と随意契約により実施したい。

(6) 令第167条の2第1項第7号を適用する場合

契約理由・・・・・〇〇工業㈱が開発した新工法である〇〇工法を本現場で使用した場合には、通常の工法で競争入札する場合よりも仮設費、営繕損料、現場管理費、一般管理費等において〇〇〇〇円安価に計上できる見込みであり、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することが認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号に該当するので下記の者と随意契約により実施したい。